

日本LCA学会 研究会運営規則

- 1) 原則として研究会メンバーの半数又は 2/3 が会員であることとする。
- 2) 研究会は、発起人が作成した研究会計画書（含収支予算書）に基づき、理事会が審議し承認することで設立される。
- 3) 設立が承認された研究会は、研究会計画書に基づき、学会員に告知し、メンバーを募集する。
- 4) 研究会は独立採算とし、それぞれの必要に応じて、参加費又は協力費をメンバーから徴収することができる。
- 5) 学会より当面、1研究会当たり、20万円を上限とし、活動を補助することができる。
- 6) 研究会等の活動成果は随時学会活動を通じて発表する。
- 7) 研究会の活動を停止、または一時的に休止する場合は、研究会主査が書面により、理事会に申し出なければならない。

2011年6月13日 一部改訂

『参考』 研究会に関しては会則 第11条、細則 第5条にも定められています。